

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

あかいわに戻ろうプロジェクトⅣ～多様な世代が支え合い活躍できるまち
あかいわ～

2 地域再生計画の作成主体の名称

赤磐市

3 地域再生計画の区域

赤磐市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

① 幼少期からの地域との関わり

赤磐市で生まれ育った子どもが、地域について学ぶ機会は、小学校3、4年生での社会科副読本による地域学習、中学校2年生での職場体験事業が主な機会となっており、地域活動への参加や地域の人との交流などが少なく、生まれたまちへの愛着や誇りなどが醸成しにくい状況となっている。加えて、子育て世代の転入は多いとはいえ、中学校卒業後15～24歳までの転出数が多くなっていることがあげられる。

また、転入者の内訳も岡山県内からの転入が多数を占め、その約半数が隣接する岡山市内であり本市出身者が、大学などで関西圏や首都圏に出て行ったが再び赤磐市へ戻ってくるという流れはほとんどできていない。

② 岡山市のベッドタウンとしての機能

赤磐市の地域経済循環率は67.9%と低く、他地域への転勤の影響により、雇用者所得内の約30%は他地域から流入していることから、本市に居住しつつ、平日は他市へ通勤し、休日は市外へ買い物・レジャーへ出かける、まさにベッドタウンそのものであるため、本市に居住しながら本市に関して、興味関心

がない、まちのことを知らない住民が非常に多いといえる。

4-2 地方創生として目指す将来像

赤磐市は、岡山県の南東部に位置し、県庁所在地の岡山市に隣接している。平成17年に旧山陽町、赤坂町、熊山町及び吉井町の4町合併により誕生した農業を基幹産業とする市である。昭和40年代から、市南部の旧山陽町及び熊山町では、岡山市のベッドタウンとして、岡山県や民間による大規模団地が2ヶ所造成された。一方、市の北部、中部の旧赤坂町や吉井町などは中山間地域を含み、過疎化が進行する地域である。現在、人口は約4万4千人であるが、少子高齢化の進行に伴い、市内各地でも過疎化が進行し、地域コミュニティ機能が低下する一方、前述の大規模ニュータウンでは、住民の高齢化、空き家等の増加に伴うオールドニュータウン問題が顕在化し、同じ市内で大きく構造が異なる課題が発生しており、多様な対応が求められている。

本市の人口の社会増減としては、15～24歳での転出超が顕著である。一方、30～39歳と0～9歳の転入が目立っており、隣接する岡山市をはじめとする県内の市町村からの転入が多数を占め、自然豊かで、住宅取得が容易であることから、若者・子育て世代がマイホームを購入し、赤磐市に移り住むケースが多く見受けられる。

大規模団地に住む人口は、本市の人口割合の約5割を占める一方で、北部、中部の地域では、過疎化、高齢化により、地域コミュニティの維持が困難な地域が多く、良好な地域コミュニティの再構築、地域力の強化が必要となっている。こうしたことは、平成29年度に大学、民間、教育、福祉、地域住民代表等による有識者等で構成された「山陽団地等活性化対策有識者会議」や、平成30年7月発生の西日本豪雨などでの対応等、自治、防災、協働面でも必要性和重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえて、大学、高等学校、市内企業、NPO等、産・官・学で連携し、本交付金を活用し推進してきた各種施策の成果を横展開、発展させることにより、市民が本市に関心と興味を持ち、自分が住む地域の良さや魅力の発見、地域への愛着を醸成し、地域社会との関わりをもつ取組を一丸となって推進するとともに、進学、就職などにより、本市を離れたとしても「母街回帰」のよ

うに、就職期や家庭をもつ年代になったときに、本市に戻る流れを創ることにより、地域社会の維持・活性化を図っていく。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目	2021年度 増加分 3年目	KPI増加分 の累計
20～30代の転 入者数 (人)	609	45	60	75	180
クラウドソーシ ングチームによる市 民向けセミナー参 加人数 (人)	0	80	80	100	260

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

あかいわに戻ろうプロジェクトIV

～多様な世代が支え合い活躍できるまち あかいわ～

③ 事業の内容

これまで、本市が「あかいわに戻ろうプロジェクトⅠ～Ⅲ」で取り組んできた内容については、一定の効果が発現してきており、地方創生として目指す将来像の実現のためには、引き続き、さらなるステージや展開が必要であると認識している。新たな事業を推進することにより、各事業や取組の横展

開を図り、より一層効果を発現させるため、①より深化させる必要があるもの、②新たな取組で生まれた課題を解決するためのもの、③個々の取組や活動をつなげるものという3つのカテゴリーに区分し、事業を実施する。

①より深化させる必要があるもの

これまで、本市への移住定住促進のため、ICTやネットワーク技術等を活用し、本市での新しい働き方の提案、定年退職した人材の活用、子育て世代を含む女性の社会への進出等を目指し、クラウドソーシングの取組を推進してきたところである。2018年度に実施したクラウドソーシングのセミナーには、定員25人に対して、約50人もの応募があり、そのうち半数近くが60歳以上の年代からの応募であった。昨年度までの「戻ろうⅢ」の事業では、子育て世代を中心とした取組であったことから、今回は、新しい働き方であるクラウドソーシングをツールとして、様々な年代への普及啓発を行い、多様な年代が活躍できる地域づくりを行うことで、地域内の経済循環を目指す。

② 新たな取組で生まれた課題を解決するためのもの

これまで、本市として、若者、子育て世代の転入促進を図ってきたが、その世代が集えたり、つながることができる場の創出ができていなかった中で、市民が中心となって、集う「場」としてマーケットを定期的に開催したりする動きがでてきた。近隣自治体からの移住者がとても多い本市にとってそのような取組が本市の魅力発信につながったり、自分たちの表現の場となっている。

③ 個々の取り組みや活動をつなげるもの

現在、本市で生まれ育った子供達に対して、本市や地域のことを学ぶ取組は、学校教育の中で行われている。より一層、地域を学ぶことにより、青少年の地域に対する愛情を醸成し、地域コミュニティ強化を実現するため、産・官・学が連携し、地域との関わりや、将来の赤磐市の担い手であるというエッセンスを入れていきながら、子供達が地域の大人と関わる「社会関係資本」を増やす。本市として、地域を担う人材を育成していくために一丸となり、関係部署で取り組み発展させる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

クラウドソーシングチームによる企業からの仕事の受注や市民への啓発セミナーの開催などを行いながら、新しい働き方の普及啓発の担い手となる。また民間活力を生かして、企業版ふるさと納税も活用して、地域人材育成に寄与する。

【官民協働】

赤磐商工会と連携をして、市内企業に対して業務をクラウドワーカーにアウトソーシングする流れを作り、事業者の人材不足の解消と市内での経済循環を行う。人材育成に関してはステークホルダーと教育関係機関をつなぎながら、継続事業にしていく。

【地域間連携】

市内外に関わらず、クラウドワーカーの取組をハローワークや近隣市町と連携を図り、企業に対して、クラウドソーシングの活用を推進する。

【政策間連携】

移住者に限らずクラウドワーカーも含めて、何かやっていきたいと考えている市民が、生まれた「場」で集い、交流することで、主体的にまちづくりに関わっていきこうという機運が醸成され、具体的な動きへと結びついていく。この取組は、「地域商社」や「DMO」との連携も可能となる。またそういった先人の取組が具体化されていくことで、移住者の受け皿となり、移住・定住の促進につながる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2【数値目標】に同じ

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年8月に、8月末時点のKPIの達成状況を総合政策部政策推進課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

「あかいわ創生有識者会議」を構成する有識者や議会の関与を得ながら

検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページ等で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

事業	2019年度	2020年度	2021年度	総事業費
法第5条第4項第1号イに関する事業	18,084	13,334	13,334	44,752
うち法第5条第4項第2号に関する事業 ※ 2019年度のみ	9,042			9,042

⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

- ・ 法第5条第4項第2号に関する事業

2019年9月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

- 寄附の金額の目安

1,000千円（2020年度・2021年度累計）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。